



あなたと多良間村議会をつなぐ

村議会だより

3月定例会

さとうきび畑に囲まれた農道の風景



議員全会一致の否決とは!?

種子川地区の残石についての管内視察



令和5年度予算を可決

令和5年度一括交付金

新規事業について



ふるさと海浜公園での夕日



小学校のブランコで遊ぶ父と子



村公式ホームページ
でもよめます。



令和5年第1回定例会審議結果

審議した件名	概要	結果
令和4年度多良間村一般会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億6,223万1,000円を追加し、46億5,365万5,000円とする。	原案 可決
令和4年度多良間村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を減額し、1億6,425万3,000円とする。	原案 可決
令和4年度多良間村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額を歳入歳出それぞれ1億1,176万7,000円とする。	原案 可決
令和4年度多良間村介護保険特別会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,615万5,000円を減額し、1億1,793万7,000円とする。	原案 可決
令和4年度多良間村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万1,000円を減額し、1,125万6,000円とする。	原案 可決
令和5年度多良間村一般会計歳入歳出予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,297万円と定める。	原案 可決
令和5年度多良間村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,151万2,000円と定める。	原案 可決
令和5年度多良間村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億832万2,000円と定める。	原案 可決
令和5年度多良間村介護保険特別会計歳入歳出予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,117万5,000円と定める。	原案 可決
令和5年度多良間村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,297万円と定める。	原案 可決
議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	費用弁償の宿泊料に関する規定について、所要の改正を行う。別表第1中宿泊料（一夜につき）「6,000円」を「7,000円」に改める。	原案 可決
多良間村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	旅費の宿泊料に関する規定について、所要の改正を行う。別表第2中宿泊料（一夜につき）「6,000円」を「7,000円」に改める。	原案 可決
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	旅費の宿泊料に関する規定について、所要の改正を行う。別表第1中宿泊料（一夜につき）「6,000円」を「7,000円」に改める。	原案 可決
多良間村長の給料月額の特例に関する条例について	村長の給料を令和5年4月1日から令和5年6月30日までの3か月間、25%減額する措置を講ずるため本条例を制定する。	否決
多良間村個人情報保護法施行条例の制定について	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も含め、全国的な共通ルールが個人情報の保護に関する法律に一元化されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を条例で定める必要があるため。	原案 可決

審議した件名	概要	結果
多良間村表彰条例の一部を改正する条例について	多良間村の自治振興促進のため村政運営へ尽力してきた退職者で30年以上在職した方を特別永年勤続として功労表彰の対象とするための改正を行う。及び、現状と合わない条文を削除するため。	原案 可決
多良間村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	出産育児一時金の額を改めるため。	原案 可決
多良間村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。	原案 可決
固定資産評価審査委員会委員の選任について	住所 多良間村字仲筋 氏名 名嘉真 好太郎	同意
教育委員会委員の任命について	住所 多良間村字仲筋 氏名 大見謝 正勝	同意
令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を議会に報告。	報告
多良間村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	令和3年5月に改正（令和5年4月に施行）された「個人情報保護に関する法律」に基づき「多良間村個人情報保護条例」の改正が行われることに伴い、議会が地方公共団体から除外されるため、新たに「多良間村議会の個人情報の保護に関する条例」の制定を提案する。	原案 可決

令和5年度一括交付金新規事業

電子黒板整備事業

【概要】 将来を担う児童生徒の人材育成及び学力・情報活用能力等の向上を図るため、各小中学校に電子黒板を整備し、児童生徒の興味関心を引きだし、集中力を高め、分かりやすい事業環境を整える

【総事業費】 **14,322千円**



多良間中学校グラウンド舗装工事（外周路）

【概要】 村民等の交流機会や運動機会の確保を図るため、ジョギングやウォーキングコースとして、多良間中学校グラウンドの外周路を改修する。

【総事業費】 **9,900千円**



令和5年度工事場所 外周路（青色）

ヤシガニ生息状況調査及び表示板設置事業

【概要】 ヤシガニ保護のため、現在の多良間島、水納島におけるヤシガニの生息状況を把握し、保全及び今後の持続的な利用に資する

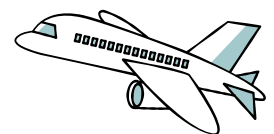
【総事業費】 **6,800千円**



多良間村離島住民交通コスト負担軽減事業

【概要】 定住条件の厳しい多良間村において、航空事業者、村及び県が連携し、村住民等の割高な航空運賃を低減することで、移動に伴う負担を軽減する。

【総事業費】 **1,633千円**





あさと みきお 議員
安里 三喜男

問
「追加費用事件和解成立」
費用増加の原因は

答
個々の議員に責任があり
議員本人が判断すべき

追加費用額が増加した原因は

令和4年11月15日に行われた村議会臨時会において、追加費用の支払いで裁判所から和解案が提示され議会で可決された。この問題はかれこれ5年の歳月を要している。

その間に、平成31年4月22日、那覇簡易裁判所で、多良間村議会の承認を条件として、追加費用額を1億5,000万円とする調停案が提示された。2日後の多良間村臨時議会で野党の反対多数で否決され、この調停は失効となった経緯がある。理由は「責任の所在がはっきりしない」とのこと。

当初から、担当職員の懈怠、工程管理の不備の繰り返し。どこで職員の懈怠があり、どの工程管理が不備だったのか。それらが基礎工事の遅れにどのように関係していったかな

どの質問や徹底した議論もなく、工程管理の不備などで損害賠償金が発生したとの主張である。

今年の「広報たらま」2月号に製糖工場追加費用訴訟事件で和解成立という説明文が載っている。

「調停で議会の否決がなく成立しておけば」の箇所である。これは1期目の議員全員は議決に参加していない。現議長も私も否決には参加していません。その部分を、村民の皆さんにもはっきりと理解できる説明を。3,000万円増額の責任の所在をはっきりと述べていただきたい。

村長

これまでも繰り返し説明してきたとおりであります。もう一度簡潔にその流れを申し上げますと、月島機械からは、建築工事が遅れ追加費用が発生したことを理由に、当初

3億700万円の請求がありました。これに対し、多良間村としては過大請求であるとの理由で拒否し続けたところ、月島機械は那覇簡易裁判所調停委員会に持ち込みました。多良間村、月島機械、両方の意見を集約しまして、平成31年4月、調停委員会から追加費用総額1億5,000万円の調停勧告を受けております。

多良間村としては、調停勧告を受け入れたほうが有利との考えから、平成31年4月24日の臨時議会に提案したが、議会で否決されております。議会で否決されたことが結果的に3,000万円増えた原因であります。

簡易裁判所調停委員会からの1億5,000万円の調停に対し、多良間村議会で否決されたことが原因でありますので、結果的に議会の判断は間違っていたとしか言えないと思います。その1億5,000万円の調停を否決したことが原因である以上、個々の議員に責任があると考えますが、それは議員本人が判断すべきことだと考えます。

製糖工場使用料の支払い

問題となっているのは補助金以外

の費用（追加費用）を宮古製糖側は負担しないと主張。それがネックになっていると思われる。しかし、損害賠償金ではなく、追加費用として確定（和解成立）した以上、この補助金以外の追加費用も補助対象外経費に入れると考えるのが普通である。村長も当初から費用は全部使用料に入るといふ説明をされている。村長の見解を。

村長

議員から説明、あるいは内容の話がありましたけれども、これまでも指定管理に関する協定書にうたわれている同施設に要した費用分担という考えを持っております。これまでも、これからも、追加費用も使用料に入れるべきだと主張し続けてきた。和解成立してからも数回にわたって宮糖と協議を進めており協議は進展しています。

この追加費用については、まだ最終的な宮糖との決定はしていませんが、宮糖も理解されつつ前向きに検討されています。近いうちに何らかの形で解決できるものと期待をしています。



かきはな ゆきのり
垣花 幸徳 議員

問 デニム事業の進捗状況は

答 令和3年度の単独事業として終了

いる。これらは回収するのか、それとも買い取ってもらうのか。

観光振興課長

ジーンズ、カーゴパンツ等200本を作成し、68名の方に着用モニターとしてお願いしてきました。令和4年12月末に古着として回収、販売を予定しておりましたが、ジーンズなどを着用してもらっている方と尋ねると、9か月たっても数回しか着てもらっていないので、ユーズドとして付加価値がないので、現時点では販売しておりません。

今後、着てもらっている方との話し合いの場を持ちながら、販売していく検討をしていきたいと思えます。

意見

残務整理になるが、今現在も在庫がある状態。検討中ではなく、将来的にも結果は求められることから早めの対応を求める。

コンテナハウスの入居状況

天川地区のコンテナハウスは、3つの課が押さえてあるということでした。教育委員会は、1月から赴任し現在入居している。

コンテナハウスも村営住宅だと認識している。長い期間、今の状態はおかしいと思われるが、いつ頃入居される予定か。

住民福祉課長

当初は歯科診療所、歯科医がないということで、募集もかけながら、また歯科医師住宅改装も含めて、改装期間中はそちらのコンテナハウスを利用したいということでした。

ただ、その歯科医師、なかなか見つからなくて、また予算でも医師住宅、予算確保しております。まだ修繕には至っていないんですが、今後、歯科医師のコンテナハウス入居ということはございません。

観光振興課長

当初、多良間村ふしやぬふ観光協会が職員を募集し、コンテナハウスに入居する予定でしたが、人材の確保、採用ができなかったため、観光振興課としては入居をお断りしております。

要望

当局は、早めに入居募集をし、本来の村営住宅の運営に活用してもらいたい。

デニム事業の今後は

「デニム事業」とは、令和3年から5年の沖縄県離島活性化推進事業である。バガスを活用したジーンズ、かりゆしウエアなどの製造、販売を目的としている。令和3年度は、事業説明会、意見交換会、展示会、SNS発信等しながら、製品の製造までを行っている。令和4年4月28日、コミュニティ施設において、「多良間村観光アクシヨンプラン、ゼロ年目報告会」が開催されました。ジーンズ、オーバーオール、かりゆしウエアなどの製品が紹介されていた。その後、令和4年度の予算が計上されず今日に至っているが、令和4年度の事業内容はどうか。

観光振興課長

エコファーマーの250名の方

質問

デニム類は、ユーズドデニムとして販売する目的で、農作業時に着用してもらい1年後に回収する予定であった。68名の方に着用を依頼して

に、農作業時に作業着として着てもらう予定でありましたが、ジーンズ、カーゴパンツ、オーバーオール、計200本を作成し、ジーンズ47本、カーゴパンツ13本、オーバーオール8本、計68人、34%にしか着ていたことができなく、普及が厳しかったということがです。
そして、令和4年度予算として1,200万円を計上し、200本の新しいジーンズなどをつくっても在庫を増やすだけと思ひ、内閣府の担当者に確認したところ、必ずしも継続しなくてもいいと言われ、継続事業として令和4年度は交付申請を行っておりません。



もりやま さねお 議員
森山 実夫

問
国営事業の受け入れ準備は

答
丁寧な受け入れを予定

令和6年度工事着工予定の国営事業について、当局はどのような受け入れ準備を進めているか伺う。

国営事業の受け入れ準備は

総務財政課長

国営事業は、令和4年度から全体実施設計が3か年行われ、その後10年の計画で工事が着工します。

国はその事業体制のために人員、庁舎、宿舍の整備に向けて準備を進めております。

村としましても庁舎と宿泊施設の用地の協力等、丁寧な受け入れを予定しています。

要望

この事業は、村民も農家も期待していますので、一日も早く完了できるように取り組んでもらいたい。

議会議事豆知識

国営事業とは？

「多良間地区国営かんがい排水事業」について

多良間島には、河川がなく、農業用水は主に降雨に依存しているため、生産性が低い不安定な農業経営を余儀なくされており、農業振興の重要な課題となっております。

そのため、国営かんがい排水事業により農業用水の確保とかがんがい施設を整備し、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図ることを目的に、事業化に向けた検討が進められているところです。

【事業の概要】

○受益面積：754 ha(畑)

○主要工事：

- 集水池(新設)・・・5箇所
- 地下水取水施設(新設) 20箇所
- 揚水機場(新設)・・・10箇所
- 用水路(新設)・・・24 km
- ファームポンド(新設) 1箇所
- 水管理施設(新設)・・・1式

【事業による効果】

- ① かん水作業の省力化
- ② 生産量の安定と増加
- ③ 高収益作物への転換

旧一周道路の道路管理は

旧一周道路の、マガリトウブリから、ススキバマトウブリまでの道路や歩道が清掃されていない。トウブリ道も整備され景観もよくなっており、早急な清掃が必要だと思います。

土木建設課長

確かに旧一周道路に関しては、もう10年以上そのまま、清掃もされずにはたらかしの状態です。

現在建設中のフタツガー線が、令和6年度完了予定をしておりますが、今年度予算で重機使用料、清掃費、報酬等を計上しております。

要望

課長も見ていると思いますが、雑木などが道まで覆ってきている。定期的な清掃が必要だと思ふ。

私たちの多良間村を美しい村にするためにも、きれいな道路は大事だと思ふ。ぜひ適切な道路管理をお願いしたい。



通行困難な未管理の道路





とみしろ げんこう 議員
豊見城 玄弘

問

牛舎団地の運営状況は

答

事業の要綱要領に基づいて進めている

牛舎団地について

令和3年11月に建設された、牛舎団地が稼働し始めました。母牛15頭、牛房が2室、母牛10頭牛房が2室、附属設備として堆肥舎1室、ホイルローダー1台が備わっており、若手の畜産農家4軒が活用している。現在の牛舎団地の運営状況について伺う。

産業経済課長

現在2年目で、繁殖牛が全体で20頭、子牛が15頭で利用されており、増頭計画について

増頭計画について

増頭計画はスムーズか。今後の資金面に関する話、あるいは助言等は、どうなっているのか。

産業経済課長

現在は、優良繁殖牛導入事業を1農家が利用し、あと1農家は待ち状況ということですが。

家畜保健衛生所普及課とも、資金の面、経営の面等、あるいは宮古島市での講習会等にも参加していただいております。

現場の飼養管理について

すでに牛舎が狭いという印象ですが、牛舎内で創意工夫して、適正管理、適正出荷ができるように取り組んでいると見えるが。

産業経済課長

補助事業を投入しての施設ということで、事業の要綱要領等に基づいて、今後何ができるかということの説明していきたいと思えます。

格納庫について

この施設にはホイルローダーが1台ありますが、雨風にさらされたままになっている。格納庫が必要だと思いが。

産業経済課長

村長とも協議をしながら前向きに取り組みたいと思います。

使用料について

現在、本村のセリ価格は県内最安値の市場となっている。村として家賃の軽減、あるいは免除をすべきだと考えますが。

産業経済課長

減免の理由というのがまだ、天災とか感染症とか、あるいは村長が特別な理由があるということで認めるときということですが、申出があれば、これは村長との協議をしてから判断したいということになります。

利用期間について

原則は利用期間5年である。牛舎

村長

団地から出た後の牛舎増設、あるいは装置やいろんな資金の面などに心配があり、生産意欲の低下及び弱体化が懸念される。この利用期間についての村長の見解は。

この牛舎団地の目的は、増頭に向けて取り組む、小規模農家をもっと増頭させて成長させていく、あるいは新規農家を育成していくというふうな3つの目的があると思います。今現在、5年間の飼育期間というのがまだ来ていません。そして5年後の飼育状況、農家の現状がどうなっているのか、社会情勢がどうだったのかを勘案してその後に検討するべきだと思えます。今現在のこの期間が短いとか長いとかじゃなく、その時点で検討していくことになるかと思えます。



牛舎団地とホイルローダー



とみやま ただし
豊見山 正 議員

問
追加費用の原因は工程管理の誤り

答
それが原因ではない

追加費用請求事件について

村当局は、令和5年2月1日発行の広報たらまで、製糖工場追加費用訴訟事件で和解が成立と大見出しで報じた。

私は、この広報の記事を読んで、よくも執行部の不手際を棚に上げて、全てを他人のせいには触れず、だとあきれもし、ある意味感心もした。請求事件の核心には触れず、全て周りで起きている事のようになっているが、追加費用の発生原因について月島機械の通知書にはこう書いてある。「貴村（監督員）において、他の工事者が受注した基礎工事の工程管理を誤り、その結果、通人（月島機械株）に2億円以上の追加費用を生じさせた」これこそが

追加費用の発生原因であり、訴訟事件の核心である。

通知書で言う2億円以上の追加費用というのが、今回の事件で争われた2億62万円という金額であり、結果として1億8,000万円の和解勧告となったのは、村の工程管理の誤りによって生じたとする月島機械の主張をほぼ認めた勧告になっている。裁判所も、多良間村に工程管理の誤りがあり、月島機械に追加費用を生じさせたことを認定したという裁判の結果と受け止めている。

さらにもう一つ、追加費用発生の大きな要因は基礎工事の遅れを把握していたにもかかわらず、月島機械との綿密な調整を怠り、曖昧な工程管理の中で月島機械の職人を現場入りさせてしまったこと。建屋の工程

と機械設備の工程の調整は発注者が行うべき管理である。

これらの不適切な管理が生じた結果について、当時の監督員である副村長はどう総括しているのか。

副村長

先日11月の臨時議会において和解案が議会の承認をいただいて成立し、12月中に和解が成立。それに基づいて、支払いも12月中に完了した。

月島が主張している通知書を引用して、工程管理が今回の事件の原因であるということですが、月島のほうとも連携を取って、何よりも建築のほうの進捗の具合が確かに大きな遅れはないという管理する側との話し合い、そして建築を担当する側との話し合いの中で決定をしながら進めてきた。

そういうことで、月島のほうが通知書でお話するような原因はなかったと認識を持っている。

意見

1億5,000万円での和解ということであるが、私が問題にしてい

るのは、どうしてそういう金額が生じたのかということ。

また、9,500万円の支払いが出納閉鎖日になった。村長が言うように、支払いは遅くすべきだということであれば、年間の支払いは全て5月31日その辺に集中する。契約に従って、あるいは約束に従って支払いをするのが行政事務の在り方である。

以上で私の質問を終わりますが、村民の皆様には、執行部の不手際で1億8,000万円の損害賠償金が生じたということは、お分かりいただけだと思います。

議会豆知識

調停とは？

紛争当事者の間に第三者が介入して、双方の互譲と合意のもとに和解させること。





とみやま つねかず
豊見山 常和 議員

問

製糖期間中のオペレーター確保について

答

個人営業のための支援はできない

オペレーター養成支援について

なっているのが今の日本の社会の現状であります。

サトウキビ収穫期における各種機械オペレーターについて、人手不足が叫ばれている。オペレーターについての不足を今後考えていかなければならない。調査した範囲ではハーベスターのオペレーターの平均年齢が62.7歳、ダンプロトラックの運転手の平均年齢が53.7歳、ユニック車の運転手が52.6歳と、いずれも高齢化している。各種免許等が必要となっている。行政側として運転手の確保のための支援等はできないか。

村長

ハーベスターほか、収穫時期のこの免許の取得についての村からの助成ということかと思いますが、各業界、非常に人手不足、そして高齢に

要望

それは行政側として、全てを援助するということはできません。一時的な支援というのが必要ではないかと思う。

多良間海運職員の採用は

多良間海運の職員採用について、どのような方法で行われているか伺う。

村長

乗組員については、航海士、機関士、あるいは甲板員で構成されています。機関士、航海士についてはそれぞれの資格が必要になります。先ほどの人手不足のことも関わってきますが、今こういった資格を持った人が海運業界で相当不足しています。経験のある方や、これまで船舶に関わっていた人たちの情報を取り入れながら採用しているというのが現状です。

質問

答弁の中で、甲板員も全員、それぞれ資格を持っている方が乗っているということですか。船長、機関長以外の人たちは、それぞれの免許を

持った人が全部乗っているということですか。

村長

お答えいたします。免許所持者は航海士と機関士です。

質問

現在、多良間島出身者が4名で、伊良部島出身が5名、平良が4名、石垣島から1人。このような採用状況の中で、多良間島出身者がこれだけ少ないというのは、疑問に思うが。

村長

資格のない方の今携わっているところは、事務所、甲板、陸上、多良間の皆さんは、その中で、事務所に1人、甲板に2人、陸上に1人、資格のある機関士と航海士については1人もいらっしません。多良間の方でこのような資格を持っている方が、海運のほうに仕事をしようとする方がいないという状況で、この航海士と機関士も今現在には経験者が入ってきたということです。多良間出身の資格を持っている方が少ない事が原因と考えられます。

議 会 ト ピ ッ ク

多良間村長の給料月額の特例に関する条例



3月13日の本会議で上程された「多良間村長の給料月額の特例に関する条例」に対して、それぞれ反対の意見だが、反対理由が対照的な二人の議員の討論があり、全会一致で否決された。

提案理由

多良間村製糖施設（含みつ糖製造）機械器具設置工事の追加費用の件について、建屋の請負業者の工事が遅れたため、建屋工事に引き続き施工される予定であった機械器具設置工事について、追加費用が発生した。追加費用が発生した結果、追加費用の支払のため、裁判所による「調停」、「追加

費用請求事件」等村民の皆様にご心配をおかけしました。

よって、村行政の長であります村長の給料を令和5年4月1日から令和5年6月30日までの3か月間、25%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものである。

否決

反対討論

私はこう考える



安里 三喜男 議員

村民に誤解を与える条例である。裁判所による「調停」「追加費用請求事件」などで村民に心配をかけたと村長。調停などがなければ3億716万円余の村からの持ち出しがあったのでは。問題発生から間違った情報（職員の懈怠、工程管理の不備によって損害賠償金が発生）しか伝わっていない人達は、「追加費用請求事件の和解成立」ではなく損害賠償金での決着を期待した人たちもいる。村民にまちがったメッセージを送ることになる。よって、この条例には反対する。

私はこう考える



豊見山 正 議員

私は村の工程管理などで追加費用が発生したと考えるが、村は工程管理のミスはないとの見解を示している。実質的には工程管理の誤りを、村民に心配をかけたとすり替えて減額案を提案するのはおかしいと考える。村に誤りがあるわけですから、村長の25%の給与カットだけでは済まされない、私はそう思います。そういった理由から、私は本案に反対する。

編集後記

3月号を読んでいただきありがとうございます。今回は、「議会だより」ができるまでを紹介し
ます。
まず、定例会においての一般質問、予算審議、議案審議などは「文字おこし（音声）を文字に変えること」の専門会社に依頼します。
後に、事務局職員により議員ごとにまとめられて配布されます。
議員には1ページ1200文字が割り当てられ、その範囲内でまとめて提出。広報委員会議員3名、職員2名での編集作業ははじまります。
「誤字」「脱字」「類語」「言い回し」などを念入りにチェックしてから島外業者へデザイン構成、印刷、製本の委託をします。
このようにして出来上がった「議会だより」は区長さんの協力で各戸に配布され、みなさんの手元に届くという流れです
村民全体で何人の方が読まれているか気になるところではあります。が…
裏表紙は同じ議案でも、別々の意見（考え方）があるということが知ってもらえればと、否決された条例案を取り上げました。
「誰でも読みやすく、理解しやすい」みなさんが待ち遠しくなるような「議会だより」作りに委員全員で取り組んでいきます。
「議会だより」に対する要望や意見などがありましたら広報委員会へドシドシお寄せください。

議会広報委員 安里 三喜男

